

第2回 宮城県薬剤師確保対策検討会

-
1. 第1回検討会のふりかえり
 2. キャリア形成プログラム
 3. 本検討会の今後の進め方
-

令和6年6月13日
第2回宮城県薬剤師確保対策検討会

1. 第1回検討会のふりかえり

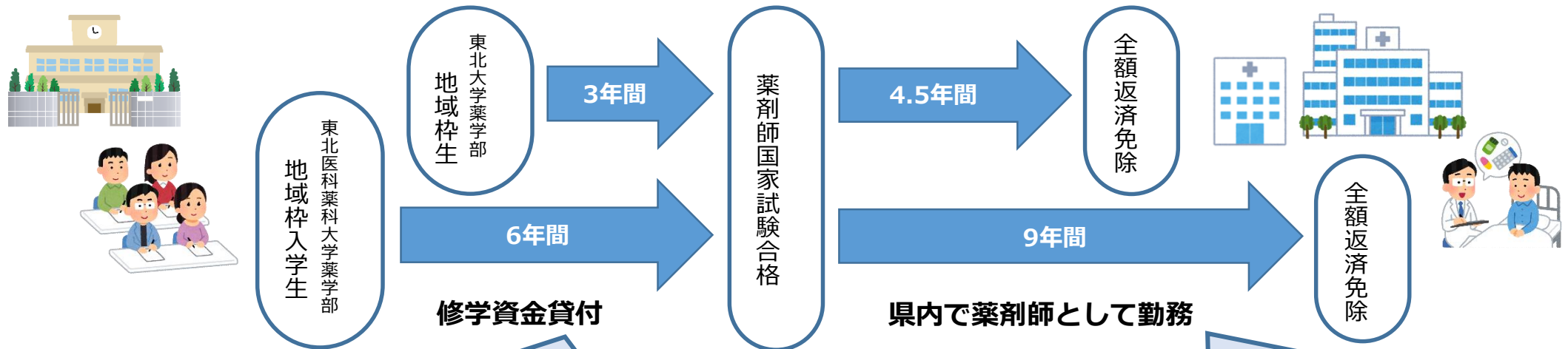
第1回検討会のふりかえり

事業骨子案

概要

県内の持続的な医療基盤の充実を支える薬剤師の輩出・地域定着を目的として、県内の薬学部設置大学において地域枠として選抜し、**修学資金を貸付**する事業とする。

- 修学資金貸付による経済的インセンティブを付与することで、薬剤師確保の必要性が高い病院に確実に薬剤師が定着する仕組みを構築する。
- キャリア形成プログラム研修の受講により、現在薬剤師に求められている多様な業務に対応できる人材を育成する。



<貸付金額>

月額 50,000円

※東北医科薬科大学については大学の奨学金制度との併用を検討

検討事項 1

<貸付対象人数>

東北大学：1名

東北医科薬科大学：4名 計5名

※ただし、状況に応じて見直しを行っていくこととする

検討事項 2

<返済免除条件>

- ① 修学資金貸付期間の1.5倍の期間を、県が指定する医療機関で薬剤師の業務に従事すること
- ② 県が策定したキャリア形成プログラム研修を受講すること

検討事項 3

検討事項 4

※薬剤師が不足する地域・医療機関として県が特に指定する医療機関に、義務年限の半分以上の期間勤務する等の条件を設定

【参考】東北医科薬科大学「地域支援制度（仮称）」案

令和7年度「地域支援制度（仮称）」創設 （宮城県「薬学生修学資金貸付事業」、本学「薬学部修学資金制度（仮称）」）

目的：「持続的な医療基盤の充実を支える薬剤師の輩出・地域定着」

【宮城県事業概要】

「薬学生修学資金貸付事業（宮城県地域枠）」 360万円

1. 募集人数：年間5名程度（本学4名、東北大学1名）
2. 貸付額：5万円/月×12カ月×6年＝360万円
3. 返済免除条件
 - （1）卒業後、県が指定する医療機関に修学資金貸与期間の1.5倍（9年間）の期間を薬剤師として業務に従事する。
 - （2）県が策定したキャリア形成プログラム研修の受講。

【本学薬学部修学資金制度（仮称）概要案】

360万円

1. 貸与額：宮城県の修学資金貸与額と同額貸与
5万円/月×12カ月×6年＝360万円
2. 返済免除条件：宮城県の修学資金貸与事業に準ずる。

【地域支援制度（仮称）】

合計720万円貸与
＜本学授業料の約2/3＞

- 募集人数：4名（宮城県：年間5名程度）
- 貸与額：合計720万円
 - ・宮城県薬学生修学資金（貸与型）
月5万円×12カ月×6年間＝360万円
 - ・東北医科薬科大学薬学部修学資金（仮称）（貸与型）
月5万円×12カ月×6年間＝360万円
- 返済免除条件：宮城県の修学資金貸付事業に準ずる。
- 契約：採用者は、宮城県、大学それぞれと契約を締結する。
- 広報：「国公立大学同程度の学費で薬学教育が学べます」

2. キャリア形成プログラム

- **地域医療介護総合確保基金**
 - 先行事業の参考事例
 - キャリア形成プログラム案
-

具体的な要件及び基本的な考え方

地域医療介護総合確保基金を活用して薬剤師修学資金貸付事業を行う場合の、具体的な要件の考え方を示したもの。
(詳細な運用は各都道府県に委ねられる) ポイントは以下のとおり。

<返済免除の要件>

- ◆ 県が選定した医療機関で、貸付期間の1.5倍以上の期間勤務すること
- ◆ 県が策定する「プログラム」を満了すること

<就業先医療機関>

- ◆ 薬剤師の偏在・充足状況を踏まえて、県が必要な調整を行った上で選定する。
- ◆ 異なる機能を有する医療機関を複数経験することが望ましい。

<プログラムの内容>

- ◆ 薬剤師の確保と、対象薬剤師の能力の開発・向上の両立が図れるプログラムを県が策定
- ◆ プログラムは、対象となる薬剤師の希望に対応したものとなるよう努める。
- ◆ 義務年限の半分以上の期間は、薬剤師が不足する地域・医療機関として県が特に指定する医療機関で就業

地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業の取扱い

厚生労働省資料

事業区分Ⅳ

標準事業例「48 地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援」

地域薬剤師会において、求職希望の薬剤師の氏名、勤務希望地域、勤務条件などを登録し、薬剤師の確保が困難な、地域包括ケア等を担う病院・薬局からの求めに対して、周辺地域に勤務する薬剤師の緊急派遣などの協議・調整を行うための体制整備を支援する。

事業区分Ⅳに関連する基金の対象として差し支えない経費として以下を明示

薬剤師修学資金貸与事業を行うために必要な経費（都道府県が認めた薬剤師が不足する地域に所在する医療機関等を勤務地として、一定期間の勤務を修学資金返済義務免除要件としているものに限る）

（「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例の取扱いについて」（令和3年2月19日付医政地発0219第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

「地域医療介護総合確保基金を活用した薬剤師修学資金貸与事業の取扱いについて」において、具体的な要件及び基本的な考え方を周知。

（令和3年12月24日付厚生労働省医政局地域医療計画課、同省医薬・生活衛生局総務課連名事務連絡）

地域における病院薬剤師の安定的な確保を目的として、都道府県が指定する病院（薬剤師の偏在状況や充足状況等を踏まえ薬剤師が不足とされている地域・医療機関に限る）へ期間を定めて薬剤師派遣を行うための経費

（「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例の取扱いについて」（令和3年9月28日付医政地発0928第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

病院薬剤師出向・体制整備支援事業
(令和5年度より事業開始)

キャリア形成プログラムの例

厚生労働省資料

◆キャリア形成プログラム研修については、地域医療介護総合確保基金を活用する場合の要件とされており、国からキャリア形成プログラムの例が示されている。

- ・薬剤師の確保と、対象薬剤師の能力の開発・向上の両立が図れるプログラムを県が策定
- ・プログラムは、対象となる薬剤師の希望に対応したものとなるよう努める。
- ・義務年限の半分以上の期間は、薬剤師が不足するとして県が特に指定する地域・医療機関で就業

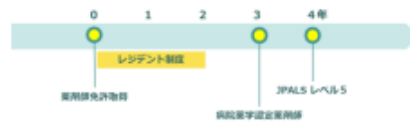
◆薬学生に対して魅力的な事業とするためには、このプログラムの内容が重要。

◆受入病院（県が指定する医療機関）をどのように指定していくか、考え方の整理が必要。

プログラムの例

認定薬剤師取得コース

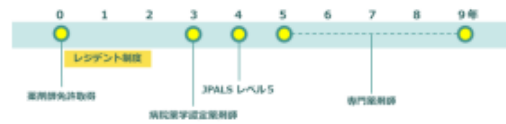
薬剤師に必要とされる技能について一定水準以上の資質を有し、病院・診療所・介護保険施設や薬局等の医療現場において活躍する薬剤師を目指す。



- 薬物療法全般をカバーできるジェネラリストとしての基本の修得には2年から5年が見込まれる。病院薬学認定薬剤師（日本病院薬剤師会）は3年、JPALSレベル5（日本薬剤師会）では4年の研修期間が必要である。
- 認定薬剤師制度の選択は、キャリア形成プログラムの主宰者と対象薬剤師の協議に委ねるが、薬剤師認定制度認証機構の認証を得た制度が望ましい。
- 病院薬剤師・薬局薬剤師いずれを目指す場合にも、卒後初期の研修では病院・薬局双方を経験することが必要である。また、認定資格の取得がゴールではなく、取得後も不断の生涯研鑽が求められる。

専門薬剤師取得コース

薬剤師特定の専門領域の疾患と薬物療法についての十分な知識と技術ならびに経験を活かし、医療スタッフの協働・連携によるチーム医療において質の高い薬剤師業務を実践するとともに、その領域で指導的役割を果たし、研究活動も行うことができる能力を有することが認められた薬剤師を目指す。



- 専門薬剤師の取得要件は制度により異なり、薬剤師免許取得から5年～10年の実務経験が必要とされる。資格取得に専門研修の履修が必要な場合、連携研修施設は対象者の研修参加に十分な配慮が求められる。
- 専門薬剤師制度の選択は、キャリア形成プログラムの主宰者と対象薬剤師の協議に委ねるが、キャリア形成プログラムの立案に当たっては、基幹施設に指導薬剤師が在籍し、当該専門制度の研修施設に指定されていることが前提となる。
- 専門薬剤師資格は最短5年で取得できるが、その後も専門性に関わる論文発表等を重ねることで指導薬剤師の資格取得も可能である。

専門薬剤師・学位取得コース

専門薬剤師と社会人大学院制度を利用して博士の学位の両者を取得するコース。下図では、専門薬剤師資格取得後に大学院博士課程を履修するが、初期研修後に大学院に入学し、学位取得後に専門薬剤師のための研修を行うことも可能。



- 大学院の教育プログラムは、通信機器の発達により特論・演習なども遠隔指導が可能となっている。
- 文献情報検索に加えて、医療データベースを対象とする研究環境も充実してきており、適切な研究計画デザインの指導により、新しいpharmacist-scientistの誕生が期待される。

2. キャリア形成プログラム

- 地域医療介護総合確保基金
 - **先行事業の参考事例**
 - キャリア形成プログラム案
-

先行事業の参考事例

宮城県医学生修学資金貸付制度

宮城県医学生修学資金制度ガイドブック抜粋

東北大学地域枠キャリア形成プログラム（9年間）

- 義務履行期間：9年間
- 初期臨床研修：宮城県内病院での研修を義務付け
- 義務履行猶予期間：6年間
- 初期臨床研修後の義務履行期間7年間のうち、3年間を限度に東北大学病院勤務・大学院在学を義務履行として算入可能

履行例



※「県指定」は「宮城県が指定する医療機関」を省略したものです。

宮城県医学生修学資金貸付制度（令和6年度知事指定医療機関）

県医療人材対策室ホームページ
情報より集計

臨床研修

仙南医療圏（1）	みやぎ県南中核病院
大崎・栗原医療圏（2）	大崎市民病院、栗原市立栗原中央病院
石巻・登米・気仙沼医療圏（3）	石巻赤十字病院、登米市立登米市民病院、気仙沼市立病院
仙台医療圏（1）	東北大学病院

臨床研修後

仙南医療圏（7）	公立刈田総合病院、みやぎ県南中核病院、みやぎ県南中核病院附属村田診療所、蔵王町国民健康保険蔵王病院、国民健康保険川崎病院、丸森町国民健康保険丸森病院、七ヶ宿町国民健康保険診療所
大崎・栗原医療圏（15）	大崎市民病院、大崎市民病院鹿島台分院、大崎市民病院岩出山分院、大崎市民病院鳴子温泉分院、大崎市民病院田尻診療所、公立加美病院、涌谷町国民健康保険病院、美里町立南郷病院、栗原市立栗原中央病院、栗原市立若柳病院、栗原市立栗駒病院、栗原市立高清水診療所、栗原市立瀬峰診療所、栗原市立鶯沢診療所、栗原市立花山診療所
石巻・登米・気仙沼医療圏（15）	登米市立登米市民病院、登米市立米谷病院、登米市立豊里病院、登米市立上沼診療所、石巻市立病院、石巻市立牡鹿病院、石巻市雄勝診療所、石巻市田代診療所、石巻市橋浦診療所、石巻市寄磯診療所、石巻赤十字病院、女川町地域医療センター、気仙沼市立病院、気仙沼市立本吉病院、南三陸病院
仙台医療圏（5）	塩竈市立病院、宮城病院、公立黒川病院、東北大学病院、宮城県立精神医療センター

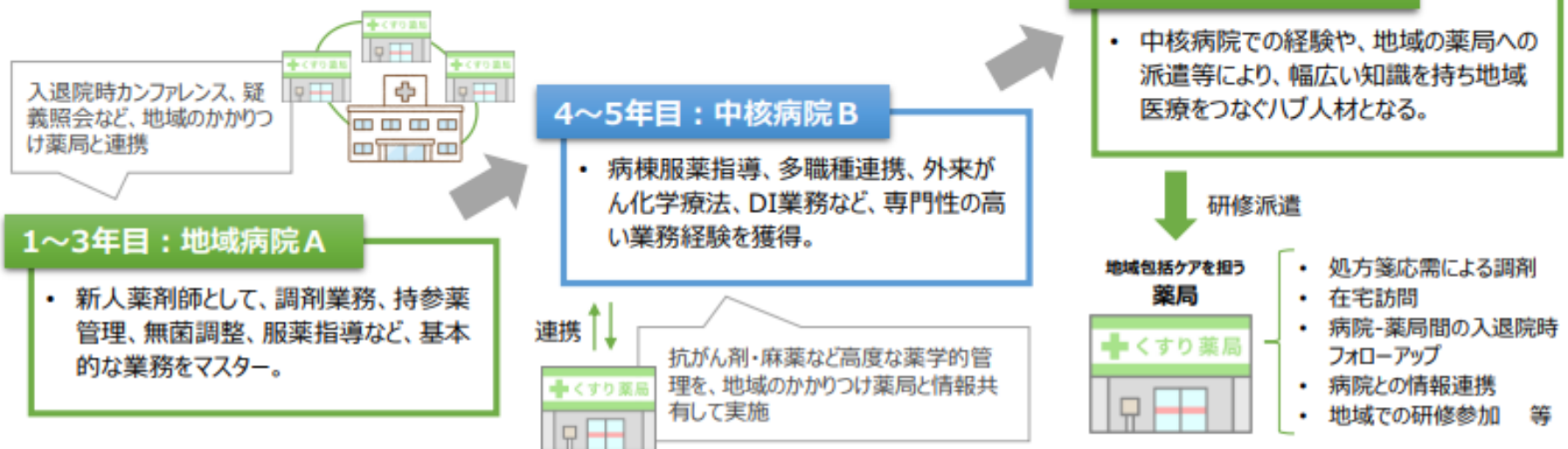
富山県地域薬剤師確保就学資金貸付制度

「地域医療コース」のイメージ

富山県HP掲載資料抜粋

- 地域医療コースは、規模や機能などが異なる県内の公的病院を3か所程度、ローテーションで勤務する9年間のプログラムを設定し、これを満了することを返還免除の要件とする。
- 地域卒業生が従事する医療機関は県が指定するものとし、配属ローテーションの調整は富山県病院薬剤師会と連携して行う。

9年間の「地域医療コース」における養成プログラムの例（イメージ）



9年後のコース終了後は、地域の病院や、地域連携薬局・専門医療機関連携薬局などに就職し、地域包括ケアシステムを担うキープレイヤーとなることを期待。

※具体的なコース構成は、地域卒業生が実際に卒業する7年後に向けて、引き続き検討を進める。

富山県地域薬剤師確保就学資金貸付制度

◆富山県内公的病院一覧

令和5年4月1日現在

病院名	所在地	開設者
富山労災病院	魚津市六郎丸992番地	独立行政法人労働者健康安全機構
黒部市民病院	黒部市三日市1108番地 1	黒部市
あさひ総合病院	朝日町泊477番地	朝日町
富山市立富山まちなか病院	富山市鹿島町二丁目 2番29号	富山市
富山県立中央病院	富山市西長江二丁目 2番78号	富山県
富山赤十字病院	富山市牛島本町二丁目 1番58号	日本赤十字社
富山県済生会富山病院	富山市楠木33番地 1	社会福祉法人恩賜財団済生会
国立大学法人富山大学附属病院	富山市杉谷2630番地	国立大学法人富山大学
富山市立富山市民病院	富山市今泉北部町 2番地 1	富山市
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	富山市下飯野36番地	富山県
独立行政法人国立病院機構富山病院	富山市婦中町新町3145番地	独立行政法人国立病院機構
富山県厚生農業協同組合連合会滑川病院	滑川市常磐町119番地	富山県厚生農業協同組合連合会
かみいち総合病院	上市町法音寺51番地	上市町
高岡市民病院	高岡市宝町 4番 1号	高岡市
富山県済生会高岡病院	高岡市二塚387番地 1	社会福祉法人恩賜財団済生会
富山県厚生農業協同組合連合会高岡病院	高岡市永楽町 5番10号	富山県厚生農業協同組合連合会
独立行政法人地域医療機能推進機構高岡ふしき病院	高岡市伏木古府元町 8番 5号	独立行政法人地域医療機能推進機構
射水市民病院	射水市朴木20番地	射水市
金沢医科大学氷見市民病院	氷見市鞍川1130番地	氷見市
公立学校共済組合北陸中央病院	小矢部市野寺123番地	公立学校共済組合
市立砺波総合病院	砺波市新富町 1番61号	砺波市
独立行政法人国立病院機構北陸病院	南砺市信末5963番地	独立行政法人国立病院機構
南砺市民病院	南砺市井波938番地	南砺市
公立南砺中央病院	南砺市梅野2007番地 5	南砺市

富山県HP掲載資料抜粋

石川県地域連携薬剤師共育プログラム

石川県HP掲載資料抜粋



地域連携薬剤師共育プログラムと薬剤師修学資金返済支援事業の創設

基幹病院（県内大学病院など）と地域病院（能登地区など）の**双方で就業しながら、専門資格を取得**できるプログラムを県が新たに創設し、地域病院の薬剤師確保につなげる。

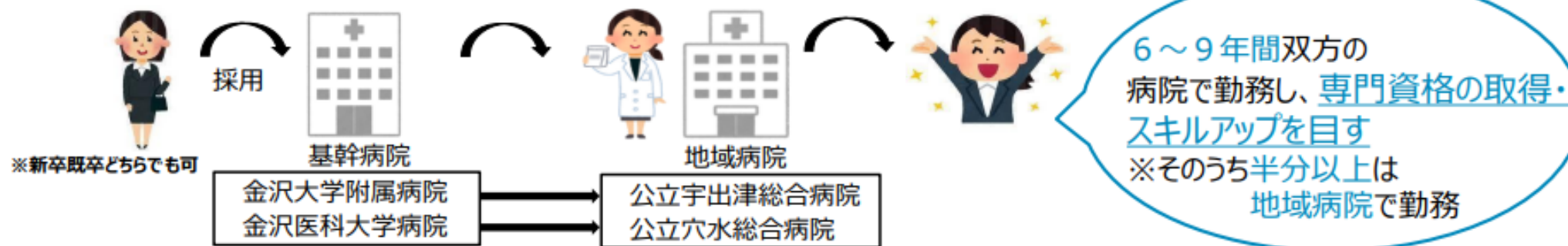
⇒ **資格取得・やりがいの提供**と**修学資金返済への助成**をセットで提供する※

薬学生のニーズ

病院勤務の動機付け

※令和3年12月24日付け国事務連絡「地域医療介護総合確保基金を活用した薬剤師修学資金貸与事業の取扱いについて」に基づく

➤ 地域連携共育プログラムの概要（R6年度から開始）



⇒ プログラム満了後、在学中に借り入れた**修学資金の返済を支援**

地域に根差した専門的な薬剤師の確保につなげる

石川県地域連携薬剤師共育プログラム

石川県HP掲載資料抜粋



地域連携薬剤師共育プログラムのイメージ（例）

基幹病院（大学病院等）に就職



地域病院（能登地区等）に就職



希望する病院へ就職

○1年目（新人薬剤師として、基本的な業務の習得）

（前半）：教育スケジュールにより基本的な業務を習得
（後半）：病棟業務の基本を習得、専門薬剤師のフォロー

○2年目（取得資格（コース）の知識技能の習得）

（前半）：症例・研修の経験・学術大会への参加の開始
（後半）：1通りの知識・技能の習得、担当病棟へ配属

○3年目（認定・専門試験への合格へ向けての準備）

（前半）：より専門的な研修への参加、知識・技能の定着
（後半）：資格取得の要件を達成、試験の申請

○4年目（地域病院に働きながら資格習得）

（前半）：ジェネラリストとしての病院業務
（後半）：筆記試験・面接試験などの実施

○5年目（認定・専門薬剤師としての業務）

（前半）：資格を活かした薬剤業務の実施
（後半）：他職種との連携や専門的指導実施

○6年目（プログラム終了への総まとめ）

（前半）：地域病院の問題点の解決・活性化
（後半）：総まとめ、今後の就業先について

○7年目（プログラムの報告）

資格の取得、地域密着型医療の経験により、どの病院でも働くことができる薬剤師に。

※プログラム期間に就業した病院への再就職を約束するものではありません

是非、石川県に残ってプログラムでの経験を活かしてほしい！

2. キャリア形成プログラム

- 地域医療介護総合確保基金
 - 先行事業の参考事例
 - **キャリア形成プログラム案**
-

検討の方向性

国通知の要求事項

- 薬剤師が不足する地域・医療機関等における薬剤師確保と、対象薬剤師の能力の開発・向上の両立を図ること。
- 対象薬剤師の希望に対応したものとなるよう努めること。（国通知）
- 調剤業務以外の業務も幅広く経験することが望ましい。（国通知）

関係団体等からの意見

- プログラム中の身分（在籍先）を考慮すること。
- 対象薬剤師の在籍先が、研修先変更の都度変更とならないことが望ましい。
- 地域病院への薬剤師配置だけを重視するのではなく、長期的な対象薬剤師の資質向上をサポートする制度とすること。
- 研修初期は、病院薬剤師としての基本的なスキルを身につける研修が必要。
- 地域の小規模病院にのみ配置するプログラムは避けること。
- 医療機関にとって、過度な負担となるプログラムは避けることが望ましい。

キャリア形成プログラム案

概要案

<キャリア形成プログラムの概要>

- ・貸付期間の1.5倍の期間、県指定医療機関で従事
 (そのうち、半分以上は特定医療機関での従事が必要)
 東北医科薬科大学卒業生→9年間(4.5年以上)
 東北大学卒業生→4.5年間(2.25年以上)
- ・最初の2年間は大学病院等での初期臨床研修を実施
- ・本人の希望に応じた認定薬剤師、専門領域認定薬剤師又は専門薬剤師等の資格取得に向けて、必要な研修を実施

<県指定医療機関について>

【特定医療機関】

- ・薬剤師が不足する地域・医療機関として都道府県が特に指定する病院
- ・県内の仙台市を除く地域の公的医療機関等のうち、本プログラムの趣旨に鑑み、適切な研修を実践できる病院

【大学病院等】

- ・初期臨床研修を実施する病院
- ・県内の大学病院及び地域医療支援病院などの初期臨床研修に関するプログラムを有し、その後の在籍先となる場合には一定期間(※)以上を特定医療機関へ出向させることが可能な病院

※東北医科薬科大学卒業生の場合は、4.5年
 東北大学卒業生の場合は、2.25年

【東北医科薬科大学卒業生の標準例】

卒業後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
勤務先(研修先)	大学病院等		特定医療機関			大学病院等	特定医療機関		特定医療機関
主な研修内容	初期臨床研修		一定規模以上の地域病院での総合臨床研修			資格取得に向けた研修	地域中小病院等での地域医療研修		一定規模以上の地域病院での総合臨床研修

【東北大学卒業生の標準例】

卒業後年数	1	2	3	4	5
勤務先(研修先)	大学病院等		特定医療機関	特定医療機関	
主な研修内容	初期臨床研修		一定規模以上の地域病院での総合臨床研修	地域中小病院等での地域医療研修	

○いずれの標準例においても、3年目以降については、例示であり既定の範囲内で変更可能

キャリア形成プログラム案

取得を目指す資格の例

分類	資格名称（団体）
認定薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修認定薬剤師（日本薬剤師研修センター） ・ 病院薬学認定薬剤師（日本病院薬剤師会） ・ 生涯学習支援システム（JPALS）クリニカルラダー5以上（日本薬剤師会）
専門領域認定薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> ・ がん薬物療法認定薬剤師（日本病院薬剤師会） ・ 感染制御認定薬剤師（ // ） ・ 精神科薬物療法認定薬剤師（ // ） ・ 妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師（ // ） ・ HIV感染症薬物療法認定薬剤師（ // ）
専門薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> ・ がん薬物療法専門薬剤師（日本病院薬剤師会） ・ 感染制御専門薬剤師（ // ） ・ 精神科専門薬剤師（ // ） ・ 妊婦・授乳婦専門薬剤師（ // ） ・ HIV感染症専門薬剤師（ // ） ・ 医療薬学専門薬剤師（日本医療薬学会） ・ がん専門薬剤師（ // ） ・ 薬物療法専門薬剤師（ // ）

※ 記載は例であり、他の学会の専門領域薬剤師、専門薬剤師等も可とする。

3. 本検討会の今後の進め方

設置の目的

県内の薬剤師の育成、確保及び定着の推進に関する事項の検討

当面の目標

薬学生修学資金貸付事業に関する検討

スケジュール

令和6年 5月17日 第1回検討会

6月13日 第2回検討会

<キャリア形成プログラム案提示・協議、意見交換>

8月1日 第3回検討会

<事業内容とりまとめ、意見交換>

9月 薬学生修学資金貸付条例案上程

10月～ 修学資金貸付対象者選定

令和7年4月 事業開始